

令和4年12月6日

金融庁企画市場局企業開示課 御中

一般社団法人 信託協会

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案（2022/11/7）に関する意見

No.	該当箇所	意見等
1	<p>(別紙1) 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正 (案)</p> <p>第二号様式「第二部 第2【事業の状況】」 (記載上の注意)</p> <p>(30-2) サステナビリティに関する考え方及び取組</p> <p>C (a)、(b)</p>	<p>「サステナビリティに関する考え方及び取組」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の Well-Being (Career、Social、Financial、Physical、Community) は、生産性や創造性を高めるため1つの方法として注目されており、その中でも Financial Well-Being (または Financial Wellness) は、OECD や英国において雇用主にとっての生産効率の維持・向上の施策として、国レベルや投資家サイドでも認識が広がっている。 ・ 企業が人的資本経営として取組む従業員の Well-Being については、今回新設された「人材育成方針」「社内環境整備方針」の対象となり、例えば、Financial Well-Being 向上のための従業員への資産形成支援や金融経済教育等についても開示項目に含まれるとの理解でよいか。 <p><参考 (左記該当箇所の記載) ></p> <p>人的資本 (人材の多様性を含む。) に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。</p> <p>(a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針 (例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等) を戦略において記載すること。</p> <p>(b) (a) で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。</p>